

茨木市LGBTQフレンドリー企業登録制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市人権尊重のまちづくり条例（平成10年茨木市条例第27号）の趣旨に基づき、性の多様性の尊重やLGBTQの支援に取り組む企業等を茨木市LGBTQフレンドリー企業として登録し、その取組を公表することにより、市内企業等の自主的な取組を促進し、もって多様な生き方を理解し、互いの人権を尊重し合い、誰もがありのままに生きられる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LGBTQ 性的指向が必ずしも異性のみではない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者、いわゆる性的マイノリティをいう。
- (2) 企業 法人その他の団体及び個人事業主をいう。
- (3) 事業所 本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいるものをいう。

(対象)

第3 この制度の対象となる企業又は事業所（以下「企業等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所があること。
- (2) 別表第1及び別表第2に定める要件を満たしていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる企業等については、対象としない。

- (1) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）、同条第3号に規定する暴力団密接関係者（次号において「暴力団密接関係者」という。）又は同条第4号に規定する暴力団事務所である企業等
- (2) その役員が暴力団員又は暴力団密接関係者である企業等
- (3) 過去3年以内に、この制度の趣旨を著しく逸脱する行為を行った企業等
- (4) 過去3年以内に、虚偽の申告その他不正な手段により第4に規定する登録又は第8第2項に規定する更新を受けようとした企業等
- (5) その他、公序良俗に反する行為または重大な法令違反があった企業等
- (6) その他市長が不相当と認める企業等

(登録の方法)

第4 登録を受けようとする企業等は、茨木市LGBTQフレンドリー企業登録（更

新) 申請書(様式第1号)及び茨木市LGBTQフレンドリー企業登録チェックシート(様式第2号)(第6において「申請書等」という。)に所定の事項を記入し、記載した事項を証する書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請がなされた場合において、当該企業等が別表1及び別表2に定める要件を満たしていると認めるときは、当該企業等を茨木市LGBTQフレンドリー企業として登録し、茨木市LGBTQフレンドリー企業登録証(様式第3号)及び茨木市LGBTQフレンドリー企業ステッカー(様式第4号)を交付するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた企業等(以下「登録企業」という。)は、専用ロゴマーク(様式第5号)を使用することができる。

(登録の単位)

第5 第4に規定する登録は、事業所単位で申請するものとする。

(変更・辞退の届出)

第6 登録企業は、次の各号に掲げる場合には、茨木市LGBTQフレンドリー企業申請事項(変更・辞退)届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書等に記載した名称を変更したとき。
- (2) 申請書等に記載した住所を変更したとき。
- (3) 申請書等に記載した取組内容、実施状況に変更があったとき。
- (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項に変更があったとき。
- (5) 登録を辞退しようとするとき。

(確認調査)

第7 市長は、必要に応じて第4第1項の規定により登録を受けようとする企業等及び登録企業に対し、申請内容について調査を実施し、確認を行うことができる。

(登録の有効期間)

第8 登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする登録企業は、有効期間満了の3月前から7日前までの間に、市長に有効期間の更新申請をしなければならない。

3 前項の規定による更新の手続については、第4の規定を準用する。

(登録の取消し)

第9 市長は、登録企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第3第2項第1号から第5号までのいずれかに該当することが判明したとき。

- (3) この制度の趣旨を著しく逸脱する行為を行ったとき。
 - (4) 虚偽の申告その他不正な手段により第4又は第8第2項の申請をしたとき。
 - (5) 前各号のほか、市長が登録企業として適当でないとしたとき。
- (登録企業への支援等)

第10 市長は、登録企業の名称、取組内容その他必要な事項について情報を発信し、広く市民等への周知を図るものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から実施する。

別表第1

分 類	項番	登録の要件
1 方針や規定等による明示	①	会社として性の多様性の尊重に関する方針を明文化し、自社のWebページ等で社内・社外へ広く公開している。
	②	社内規定等に、性的指向や性自認に基づく差別やハラスメントの禁止に関する規定がある。
2 働きやすい職場づくり	③	性の多様性についての理解を促進するための従業員向け研修を実施している、又は社内報等を利用して、従業員が性の多様性に関する理解を深められるよう啓発している。
	④	従業員が性的指向や性自認に関して相談できる窓口を設置している（社内・社外は問わない）。
	⑤	社内にはアライ（多様な性を理解し、支援する人）がいる。かつ、名札にシールを貼るなど、アライであることがわかるようにしている。
	⑥	家族手当や結婚休暇、忌引き休暇などの福利厚生において、パートナーの性別にかかわらず利用できる制度がある。
	⑦	就業時の服装について、制服を男女共用にする、自由な服装を認めるなど、性自認に配慮している。

	⑧	業務上で、自認する性に基づく通称名を使用できるようにしている。
	⑨	健康診断において、個別に受診できるようにする、かかりつけ医による健康診断結果の提出による代替を認めるなどの配慮をしている。
	⑩	従業員に提出を求める書類や就職希望者のエントリーシートについて、性別記入欄を設けない、又は男・女の二択ではなく自由記載にするなどの配慮を行っている。
	⑪	トイレや更衣室等について、従業員の生活実態に応じた利用ができるよう対応を行っている。又は、男女だけの区別に抵抗がある従業員も利用しやすい工夫がされている。
3 顧客への対応	⑫	接客対応をする従業員に対し、性の多様性に関する研修を実施している。
	⑬	性の多様性に配慮した商品やサービスがある。
	⑭	窓口で顧客の呼び出しを行う際は、番号や名字で呼ぶなど、顧客の戸籍上の性別を推知されないようにしている。
	⑮	顧客に提出を求める書類について、性別記入欄を設けない、又は男・女の二択ではなく自由記載にするなどの配慮を行っている。
	⑯	トイレや更衣室等について、顧客の生活実態に応じた利用ができるよう対応を行っている。又は、男女だけの区別に抵抗がある顧客も利用しやすい工夫がされている。

別表第2

別表第1の分類	従業員等が20名以上の場合	従業員等が20名未満の場合
1 方針や規定等による明示	1項目以上の要件を満たすこと	1項目以上の要件を満たすこと
2 働きやすい職場づくり	4項目以上の要件を満たすこと(うち、項番③の要件は必須)	2項目以上の要件を満たすこと(うち、項番③の要件は必須)

3 顧客への対応	3項目以上の要件を満たすこと	2項目以上の要件を満たすこと
----------	----------------	----------------